

規則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第六号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「おおむね三十歳までの求職者」を「求職者等（求職者並びに求職者以外の者であつて職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとするものをいう。次号及び第三号において同じ。）」に改め、同表第三号中「求職者」を「求職者等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。